

■級地の枝番廃止による生活扶助基準額の変化のイメージ

級地 利用世帯数	1級地1 65万世帯	1級地2 27万世帯	2級地1 32万世帯	2級地2 7万世帯	3級地1 21万世帯	3級地2 10万世帯
夫婦・子2人	17万2960円	16万5380円	15万7360円	15万1650円	14万4540円	14万1040円
枝番廃止後	16万9170円		15万4505円		14万2790円	

枝番1と2の中間値が基準額になると仮定。世帯数は2018年7月末時点。基準額は21年4月時点（生活保護制度研究会編『生活保護のてびき』から）。世帯構成は35歳、30歳、9歳、4歳。表の基準額には経過的加算や冬季加算も含まれる

生活保護の級地見直し

新型コロナウイルス危機が生活保護制度の役割に改めて光を当てています。ところが自公政権は同制度の柱である生活扶助基準額の変更を引き下げる策動を強めています。物価水準などに応じ地域ごとの基準額を差をつける「級地制度」を、基準引き下げありきで見直そうとしているのです。

(佐久間亮)



現在の級地は6区分です。地域の生活水準や物価差などに応じ基準額が高い順に1〜3級地まであり、さらにそれぞれ別の級地が「1級地」「1級地2」「2級地2」の3つの枝番に分かれます。級地は自治体単位で決められ、住民税の非課税限度額の基準にもなっているため、級地見直しは市民生活にも大きな影響を与えます。

枝番の廃止案

厚生労働省は9月、2022年度の生活保護基準の見直しに向けて議論している社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の部会が、級地の枝番を廃止し区分を3区分に減らす案を提示。部会の最終報告は22年末を予定しているのだ。

基準額引き下げありきの危険

生活保護問題対策全国会議代表幹事の尾藤 廣重弁護士 今回の級地見直しは自民党行政改革推進本部の19年の提言が出発点です。級地の指定が30年以上見直されておらず、合併もあり見直すべきだといえます。しかし、合併後の実態に合わせるならむしろ級地を細かく分析すべきです。枝番廃止はトータルで保護基準を下げるためのものにほかなりません。

枝番廃止で、生活実態はなにも変わらない

合理的理由が皆無

のに基準額が下がる地域が出てきます。基準額を見直す合理的理由が全くありません。これまでの引き下げで正面突破が難しくなってきたので、級地に目をつけたのでしょう。

第2次安倍政権の誕生後、生活保護基準部会の軽視が強まりました。13年には部会で議論していないデフレを口実に基準を大幅に下げ、現在全国で違憲違法訴訟がたたかわれています。今回の級地見直しも当初は1回だけで議論を終わらせようとした。専門家は看板としてだけ使えばいいという科学軽視は日本学術会議の任命拒否問題と同じです。

級地の審議は一度きりで終了。直ちに同審が具体化に着手する工程表案を提示しました。夫婦と子ども2人の世帯（35歳、30歳、9歳、4歳）の生活扶助基準額は現在、1級地で約17万3千円、1級地2で約16万5千円です。枝番を廃止し基準額を平均すると仮定すれば同世帯の基準額は約16万9千円になります。1級地1では約4千円の引き下げ、1級地2では同額の引き上げになります。ただし生活保護を利用している世帯の数は1級地1が約85万世帯、1級地2が約27万世帯で倍以上の差があります。引き下げになる地域の世帯数の方が圧倒的に多いので、国の生活保護予算は大幅に減るようになります。基準額が高い枝番の方が利用世帯

が多いのは2級地、3級地も同じです。異例の事態に6月の社保審部会では、妻から46年近くおりに級地を異にするのに同じか議論しないのはなぜか」と異論が出た。厚労省が同審の民間委託調査結果を枝番廃止の根拠としていることも、調査結果が枝番廃止に波及していないことなどから同審の恣意（し）的解釈を指摘する声も相次ぎました。同審の当初の計画は狂い、結論が持ち越した。厚労省は9月7日の部会場で改めて「まごめ案」を提示。枝番廃止には踏み込まなかつたものの、3区分制度で減らすべきだったと委託調査結果を改めて引用し、「分析内

容と矛盾のないように調整すべきだ」と主張。3区分化への「現状のまま（6区分とする必要があるという結果は得られなかった）」という、同審の自由な解釈を可能にする表現を盛り込みました。部会は大筋で了承したものの、委員からは部会として枝番廃止の結論を出していないことの確認を求める意見や、生活保護利用世帯の生活実態を十分考慮することの記述を追加するよう求める意見が相次ぎました。自公政権は生活保護パッシンズを12年の政権交代の原動力として、13年、15年、18年と連続的に生活保護基準を下げてきました。部会が「応のお得付きを得たことで、級地改悪の動きが加速する危険があります。」